第七条第六項の表第三項の項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第七項中「第二条の三第四項から第六項まで」を「第二条の三第五項から第八項まで」に改め、同項の表第四項の表の項中「第四項」を「第五項」に改め、同表第五項の表の項中「第五項」を「第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

第七項	第三条の二第十八項の	第七条第十二項の

第七条第七項の表第六項の項中「第六項」を「第八項」に改め、同条第八項中「第二条の三第七項から第九項まで」を「第二条の三第九項から第十一項まで」に改め、同項の表第七項の表の項中「第七項」を「第九項」に改め、同表第八項の表の項中「第八項」を「第十項」に改め、同表第九項の項中「第九項」を「第十一項」に改め、同条第九項中「第二条の三第十項から第十二項まで」を「第二条の三第十二項から第十五項まで」に改め、同項の表第十項の表の項中「第十項」を「第十二項」に改め、同表第十一項の表の項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項の次に次のように加える。

第十四項	第三条の二第二十二項の	第七条第十六項の

第七条第九項の表第十二項の項中「第十二項」を「第十五項」に改め、同条第十項中「第二条の三第十三項」を「第二条の三第十六項」に改め、同条第十一項中「第二条の三第十四項から第十六項まで」を「第二条の三第十七項から第二十項まで」に改め、同項の表第十四項の表の項中「第十四項」を「第十七項」に改め、同表第十五項の表の項中「第十五項」を「第十八項」に改め、同項の次に次のように加える。

第十九項	第三条の二第二十四項の	第七条第十八項の

第七条第十一項の表第十六項の項中「第十六項」を「第二十項」に改める。

第十条第三項の表第二条の三第一項から第三項までの項中「第三項」を「第四項」に改め、同表第二条の三第四項から第六項までの項中「第二条の三第四項から第六項まで」を「第二条の三第五項から第八項まで」に改め、同表第二条の三第七項から第九項までの項中「第二条の三第九項から第十一項まで」に改め、同表第二条の三第十項から第十二項までの項中「第二条の三第十項から第十二項まで」を「第二条の三第十二項から第十五項まで」に改め、同条第四項中「第二条の三第十三項」を「第二条の三第十六項」に、「第二条の三第十四項」を「第二条の三第十七項」に、「第十六項」を「第二十項」に、「同条第十四項」を「同条第十七項」に改める。

第十四条第四項の表第二条の三第一項から第三項までの項中「第三項」を「第四項」に改め、同表第二条の三第四項から第六項までの項中「第二条の三第四項から第六項まで」を「第二条の三第五項から第八項まで」に改め、同表第二条の三第七項から第九項までの項中「第二条の三第九項から第十一項まで」を「第二条の三第十一項から第十三項まで」に改め、同条第五項中「第二条の三第十三項」を「第二条の三第十六項」に、「第十六項」を「第二十項」に、「同条第十四項」を「同条第十七項」に改める。

附　則

この政令は、令和七年一月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十八号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第十七項第五号、第十九項第六号、第二十三項第六号及び第二十五項第六号並びに第四条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第十六項を同条第二十項とし、同項の次に次の一項を加える。

19　法第三条の二第二十四項後段の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三の二第二項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「の規定並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第二十四項の規定」とする。

第二条の三第十五項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　法第三条の二第二十二項後段の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三の二第二項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「の規定並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第二十二項の規定」とする。

第二条の三第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法第三条の二第十八項後段の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三の二第二項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「の規定並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第十八項の規定」とする。

第二条の三第十項を同条第十二項とし、同条第六項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　法第三条の二第十六項後段の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の三の二第二項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「の規定並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第十六項の規定」とする。

第三条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

法第三条の二第十六項後段の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の三の二第二項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「の規定並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第十六項の規定」とする。

第三条第四項中「（昭和三十二年政令第四十三号）」を削る。

第四条第七号を同条第八号とし、同条第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　限度税率が百分の七である場合　百分の五・九

附　則

この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄